

令和5年度神奈川県立相模三川公園キッチンカー出店者募集要項

1 目的

この要項は、公益財団法人神奈川県公園協会（以下「公園協会」という。）が指定管理者として管理する神奈川県立相模三川公園の公園利用者のサービスや利便性を向上するため、キッチンカーの事業者を選定するために必要な事項を定めたもの。

2 出店場所

神奈川県立相模三川公園（夕焼けの丘周辺）

3 出店期間

令和5年6月～令和7年3月、ただし年末年始を除く。

- ・毎月の営業日については、出店当該月の前月中旬以降に出店希望日調査を行い、事業者の希望や出店頻度、実績などをもとに調整します。
- ・当公園で開催する「せせらぎ祭り（春：5月、秋：10～11月に各1日）」には、出店をお願いします。
- ・令和7年4月以降の出店については、その間の営業実態などを考慮して継続・再募集などを検討し、選定します。

4 出店者の選定方法

公募による書類審査により行います。

5 出店者数

3事業者程度

6 申請資格

キッチンカー出店者の申請資格は、下記の条件を全て満たす法人又は個人とします。

ア 申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

（ア） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

（イ） 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。（以下「更正手続開始の申立て」という。）をした者又は更正手続開始申立てをされた者

ただし、同法第41条第1項の手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

（ウ） 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てした者又は申立てをなされた者

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされた者とみなす。

- (エ) 地方税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）、国税を滞納している者
- (オ) 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金及び中小企業においては役員借入金を控除した額とする。）を上回っている者
- (カ) 最終事業年度以前3事業年度のすべての事業年度において資本等の20%を超える額の欠損を生じている者
- (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- (ク) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者
- (ケ) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む者

イ 申請者は、以下の条件を満たしていること。

- (ア) 直近の過去3年以上連続して物販・軽飲食店の営業実績があること。店舗責任者となる者及び代表者個人の実績でも構いません。
- (イ) 過去5年間（平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

7 申請方法

(1) 申請に当たっては、以下の書類を提出期間内に提出してください。

ア 提出書類

- (ア) 応募申請書（別紙様式1）
- (イ) 応募に係る誓約書（別紙様式2）
- (ウ) 業務（会社）概要及び実績書（別紙様式3）
- (エ) 添付書類

- ・ 登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- ・ 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの（法人の場合のみ）
- ・ 法人にあっては当該法人の、個人にあっては当該個人の国税及び地方税の納税証明書（未納がないことを証明するもの）
- ・ キッチンカーの営業許可証の写し
- ・ 食品衛生責任者証の写し

イ 提出期間

令和5年4月28日（金）～5月11日（木）17時までとします。

（郵便書留の場合も提出期間内の必着とします。）

ウ 提出方法及び提出先

次の提出先に持参又は郵送（郵便書留に限る）により提出してください。

- ・ 提出先 〒243-0434 海老名市上郷2-1-1
神奈川県立相模三川公園 宛て

持参の場合の申請書の受付は9時から17時までに限ります。

(2) 質問及び回答

- ・ 質問がある場合は、質問票（別紙様式4）をファックスにて神奈川県立相模三川公園宛に送信（ファックス番号：046-236-6007）してください。
- ・ 質問受付期間：令和5年4月29日（土）から5月9日（火）17時まで。
- ・ 質問及び質問に対する回答は、（公財）神奈川県公園協会ホームページに掲載するとともに、相模三川公園パークセンターの掲示板に掲載します。

8 申請に当たっての留意事項

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外します。

- ・ 申請書類等に虚偽の記載があったとき。
- ・ 申請資格を満たしていないことが判明したとき。

9 出店者の選定

(1) 審査方法

(2)の審査基準に基づき書類審査にて選考し、選考の結果、獲得点数が最も高かった者から3事業者程度を出店候補者として選定します。

ただし、各得点数が30点に満たない場合は、出店候補者として選定しません。

(2) 審査基準

審査は、次の審査基準により行います。

審査基準	審査の視点	配点
実績、安定的、継続的な店舗運営	・ 十分な経験及び業務実績があるか。	20点
	・ 安定的、継続的な店舗運営が見込めるか。	
	・ 相模三川公園における出店実績はあるか。	
	・ 本公園以外の県立公園における出店実績はあるか。	
公園利用者へのサービス	・ 様々な公園利用者と多様な利用目的を意識したメニューと販売品目で、かつ利用しやすい価格か。	5点
	・ 衛生管理、感染症対策が適切にされているか。	5点
	・ 事故防止対策はあるか。	5点
	・ ごみ対策や環境配慮等がされているか。	
アピール事項など	・ キッチンカーの内装、外装は清潔に保たれているか。	10点
	・ キッチンカーの外装は公園の景観にふさわしいか。	
アピール事項など	アピールできる事項や、優位性のある事項が具体的にあるか。	5点
合計		50点

(3) 審査結果の通知及び公表

- ・ 審査結果は、申請者全員に対し審査終了後、書面にて通知します。
- ・ 出店者として選定された者（法人名又は個人名）を（公財）神奈川県公園協会ホームページに掲載します。

(4) 選定後の手続き

- ・ 出店候補者として選定された者は、すみやかに本契約を締結します。
- ・ 営業料などについては、契約書（案）、仕様書（案）をご確認ください。

10 問合せ先

神奈川県立相模三川公園 担当：大場 電話：046-236-5008

(様式1)

応 募 申 請 書

令和5年度神奈川県立相模三川公園キッチンカー出店者募集要項に基づき、応募します。

公益財団法人 神奈川県公園協会 理事長 殿

令和 年 月 日

住 所

電話番号

(ふりがな)

社 名

(ふりがな)

代表者名

⑩

(様式2)

令和 年 月 日

(申請者)

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

㊞

(事務連絡責任者)

住 所
部 署 ・ 職 名
氏 名
電 話 番 号
FAX 番 号
E-mail アドレス

応募に係る誓約書

下記の事項及び提出書類の内容について真実に相違ありません。

記

- ・ 令和5年度神奈川県立相模三川公園キッチンカー出店者募集要項の申請資格の要件を満たしています。
- ・ 提出した書類に虚偽又は不正はありません。また、出店者選定後、書類に虚偽又は不正が発覚した場合は、決定取消しを受け入れ、決定取消しによる損失に関して、一切の補償の請求は行いません。

(様式3)

業務（会社）概要及び実績書

商号又は名称	
代表者名	
設立年月日	
経歴・沿革	
所在地	
支店・店舗数	
業務内容	

2 主な出店状況（直近5年以内）

施設名	所在地	営業年月日	営業内容

相模三川公園への出店状況

他の県立公園への出店状況

*その他、会社、事業概要等が分かるパンフレットなど補足する資料があれば添付してください。

3 販売メニュー

販売品の構成及び販売価格（資料を添付することも可）

販売品目	価格（円）	備考

販売メニューの魅力

--

4 衛生管理と感染症対策

衛生管理	
感染症対策	

5 事故対応、ごみ・環境対策

事故対応（食品に係る事故を含む）	
ゴミの処理方法、環境に配慮する取組	

6 キッチンカーの特徴（魅力、優れている点、工夫している点など）

※出店するキッチンカーの内装（装備）、外装のわかる写真を添付すること。（任意様式）

7 アピールできる事項など

自己PRなどがある場合は記載してください。

神奈川県立相模三川公園 宛

令和5年度神奈川県立相模三川公園キッチンカー出店者募集に係る質問票

質 問 者	
法人等の名称	
所在地	
所属	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
質 問 内 容	
<p>(例) ○○○について (募集要項○ページ)</p> <p>*募集要項の該当箇所が分かるように表示してから、質問を簡潔に記載してください。</p>	

この質問票をファックス (FAX 番号 046-236-6007) してください。